

産業廃棄物処理施設の設置、処理業の許可等に関する状況 (2017 年度実績等) について



環境省は 2020 年 6 月 2 日、2017 年度の産業廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業の許可等に関する状況について公表しました。調査結果の概要は以下の通りです。

産業廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可等の状況	調査結果	対前年比
○産業廃棄物処理施設の設置状況(2018.4.1 現在)		
・中間処理施設数	19,107 件	84 件増
・最終処分場数	1,650 件	133 件減
○産業廃棄物処理業の許可の状況(2018.4.1 現在)		
・産業廃棄物処理業	208,981 件	4,849 件増
・特別管理産業廃棄物処理業	20,687 件	240 件増
○行政処分等の状況(2017 年度実績)		
(1) 立入検査等		
・報告徴収の件数	5,249 件	8 件増
・立入検査の件数	211,750 件	24,979 件増
(2) 行政処分		
・産業廃棄物処理業の許可取消し等の件数	378 件	23 件減
・特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し等の件数	32 件	16 件増
・産業廃棄物処理施設の設置許可取消し等の件数	44 件	11 件減
・改善命令の件数	18 件	4 件減
・措置命令の件数	26 件	23 件増
○広域的処理認定業者による産業廃棄物の回収等に関する状況(2018 年度実績)		
・広域的処理認定業者による産業廃棄物の回収量	693,759t	10,369t 増
・再生利用認定業者による産業廃棄物の再生利用量	135,410t	2,547t 増
○産業廃棄物の最終処分場の残存容量等について(2018.4.1 現在)		
・最終処分場の残存容量	15,925 万 m ³	737 万 m ³ 減
・最終処分場の残余年数	16.4 年	0.4 年減

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2020 年 6 月 2 日付 環境省報道発表資料](#)

土壤環境箇所 坂田旭子

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

